

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第3回所沢市国民健康保険運営協議会		
開 催 日 時	令和5年10月18日(水)午後1時30分～2時10分		
開 催 場 所	所沢市役所 高層棟7階 研修室		
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)		
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)		
説明者の職・氏名			
報 告 事 項			
議 題	1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について(審議)・公開 2. その他・公開		
会 議 資 料	資料5-1 賦課限度額引き上げによるモデル世帯別影響額 1人世帯 資料5-2 賦課限度額引き上げによるモデル世帯別影響額 2人世帯 資料5-3 賦課限度額引き上げによるモデル世帯別影響額 4人世帯 資料6 前回会議の振り返り		
担当部課名等	健康推進部長 越智三奈子	健康推進部次長 大出 久美	
	収税担当参事 大野 義彦		
	国民健康保険課長 石川 純也	国民健康保険課主幹 遠藤 康代	
	収税課主幹 斎藤 伸壽	収税課主幹 青木健太郎	
	国民健康保険課主査 水口 文枝	国民健康保険課主査 敦賀 直幸	
	国民健康保険課主査 高橋 大輔	国民健康保険課主査 粉川 亮介	
	国民健康保険課主任 工藤 美加	国民健康保険課主任 矢澤 沙季	
	健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131		

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
司 会	開会
会 長	開会の挨拶
司 会	<p>所沢市国民健康保険に関する規則（以下、規則）第 4 条第 3 項に基づき会議が成立している旨報告（委員 21 名中 14 名出席）。</p> <p>続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。全部で 4 点ございます。</p> <p>1 点目、本日の席次表が 1 枚 2 点目、運営協議会委員名簿が 1 枚 3 点目、資料 6「前回会議の振り返り」が 1 枚 4 点目、埼玉の国保（10 月号）が 1 冊</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>また、事前に送付いたしました、「資料 5-1～5-3」をお持ちになられていない方は、ご用意いたしますのでお申し付けください。</p> <p>それでは、次第に則って進めてまいります。これからの議事の進行につきましては、「所沢市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 1 項によりまして会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>本橋会長よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。議事に入る前に、事務局から何か説明があればお願いします。</p>
司 会	<p>では議事に入ります前に、「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づきまして、本日の会議内容につきましては、議題 1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について、及び、議題 2. その他、ともに公開とお知らせしております。</p> <p>また、傍聴者へ配付する資料につきましては、</p> <p>①傍聴人配布用の表紙「傍聴人の皆様へ」 ②本日の会議次第 ③本日の資料（資料 5-1 から 5-3、資料 6）</p> <p>の計 6 枚となります。</p> <p>なお、会議録の記録、確定につきましては、これまでと同様、会議録は要約方式とし、発言者の委員名については「委員」とだけ記載い</p>

<p>司 会</p>	<p>たします。 会議録の確定につきましては、会長にご承認いただき、署名確定する方式でよろしいでしょうか。ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ただいま会議の公開等について事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。 説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」の声がありましたので、そのように決定させていただきます。 それでは、議題に入ります前に、傍聴人の確認をとらせていただきます。 事務局、本日傍聴の方はいらっしゃいますか。 [傍聴人なし] それでは、傍聴者はいらっしゃらないとのことですので、議事に入ります。 議題1.「所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について（審議）」となります。 国民健康保険被保険者の負担に係る重要な案件であり、前回に続いて継続審議をしていただくものです。 本日の審議事項を踏まえまして、次回、事務局が答申書を作成する運びとなるため、今回も活発な審議となりますよう、積極的なご意見ををお願いいたします。 では、はじめに事務局より、説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>それでは、所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定についてご説明いたします。</p> <p>まず、前回会議の内容を簡単にご説明させていただきます。資料 6 をご覧ください。</p> <p>諮問の趣旨・概要ですが、法定賦課限度額の改定に伴い、本市の国民健康保険税の賦課限度額を引き上げし、現行の 102 万円から 104 万円とするものです。国は、税額の上限を定めていることから生じている不公平の是正を目的に法定賦課限度額を改定することとなったもので、本市といたしましても、「法改正の趣旨を踏まえた公平性の確保」・「広域化に向けた基準の統一化」を踏まえ、限度額の改定について諮問させていただきました。</p> <p>この改定による影響でございますが、全体の調定額は約 2,100 万円の増額、約 1,125 世帯が年額で最大 2 万円の増額となる見込みでございます。</p> <p>また、前回いただいた主な質問でございますが、以前の賦課限度額の引き上げでは所得が 100 万円以下の世帯についても増額となることがあったが、今回の引き上げではそういったことはないのか、とのこと質問をいただきました。</p> <p>これにつきましては、以前の引き上げでは医療給付費分の引き上げがあり、資産割の影響で所得が少ない世帯でも固定資産税を多く支払っている世帯では増額となる場合がありましたが、今回は後期高齢者支援金等分のみを引き上げのため、資産割の影響はなく、所得のみが影響するため、高額所得世帯だけが影響を受ける形になっております。前回の内容については、以上となります。</p> <p>本日の会議ですが、賦課限度額を 104 万円に引き上げることの是非について検討していただき、答申に向けて意見等の集約をお願いできれば、と考えております。</p> <p>続きまして、新たにお配りしました資料についてご説明いたします。資料 5-1 から 5-3 をご覧ください。こちらの資料は、国民健康保険のモデル世帯ごとに所得階層により、所得に占める保険税の負担率を示したものでございます。</p> <p>資料 5-1 が被保険者 1 人世帯、5-2 が被保険者 2 人世帯の状況になっております。医療給付費分及び介護納付金分については今回賦課限度額の増額の対象にはなっておりませんが、これらの賦課限度額も含めて 104 万円となりますので、被保険者の年齢は 40 歳以上をモデルとしております。資料 5-3 が被保険者 4 人世帯の状況ですが、全員が</p>
--------------	---

事務局	<p>40 歳以上の世帯は少ないと思われましたので、40 歳以上の夫婦と子 2 人の世帯をモデルとしました。なお、資料 5-1 から 5-3 は、それぞれ資産割が課税されない世帯として、試算しております。</p> <p>まず、資料 5-1 でございますが、税負担率が一番高い所得層は、所得が無い 7 割軽減世帯を除きますと、所得 100 万円の世帯で、税負担率は 11.66%となります。</p> <p>一方、賦課限度額に達する、所得 1,110 万円の世帯の税負担率は 9.37%ですので、その差は 2.29 ポイントとなります。</p> <p>次に、資料 5-2 ですが、税負担率が一番高い所得層は、所得 200 万円の世帯となっております。税負担率は 13.3%となっており、所得 1,030 万円の世帯の 10.1%と比較しますと、その差は 3.2 ポイントでございます。</p> <p>次に、資料 5-3 ですが、税負担率が一番高い所得層は所得 200 万円の世帯でございます。税負担率は 14.44%となり、所得 1,030 万円の世帯の 10.1%と比較しますと、その差は 4.34 ポイントとなります。</p> <p>税の負担率につきましては、賦課限度額により税額の制限を受けている、所得 700 万円～800 万円以上の世帯では、限度額により負担が制限されますので、税負担率につきましては、所得が 1,000 万円、1,100 万円、1,200 万円と上がっていくほど減少することになり、所得が高い世帯になるほど賦課限度額によって負担率が抑えられているという状況となっております。</p> <p>事務局からの説明につきましては以上でございます。</p>
議長	事務局より、前回会議の振り返りと本日の資料についての説明がありました。委員の皆様よりご質問等がございますか。
委員	今回の引き上げは後期高齢者支援金等分が 2 万円で他は据え置きとのことですが、これはなぜですか。
事務局	国におきましては、限度額を超える世帯の割合が 1.5%を超えると限度額引き上げの目安としております。これは被用者保険とのバランスを考慮してのもので、令和 5 年度は後期高齢者支援金等分について、2%を超える予測となったことから、2 万円引き上げることで限度額を超える世帯の割合の上昇を抑えることを見込んでおります。
議長	他に、いかがでしょうか。
委員	もし国の法定賦課限度額に合わせなかった場合はどうなるのでしょうか。

事 務 局	<p>国の示す賦課限度額につきましては、これまでも毎年のように引き上げられておりますが、賦課限度額に達しない中間所得者層に対して、賦課限度額に達する世帯では、所得に対する税負担率はまだ低い状況であり、税負担の公平性の面からも、今後も引き上げが検討されていくものと思われま。</p> <p>また、法定賦課限度額と同額になっているかについては、県の重点指導事項でもあります。今後予定されております、保険税水準の統一化に向けても、法定限度額に合わせておくことが必要でございます。</p> <p>所沢市が単独で引き上げを見送った場合、統一化のタイミングで見送り分をまとめて引き上げる状況が考えられ、被保険者の方々に急激な税負担の増加をお願いする形になってまいります。</p> <p>税負担の急激な増額を緩和する意味でも、国の賦課限度額の改定に合わせて引き上げていくことが必要であると考えております。</p> <p>また、当市の財政状況はたいへん厳しい状況であり、さらなる収収や交付金等の確保は必要であると考えております。</p>
委 員	賦課限度額の引き上げにより、財政状況は改善するのでしょうか。
事 務 局	<p>今回の改正による収収の増加は約 2,100 万円と試算しております。冒頭で会長からお話のありましたとおり、令和 4 年度決算では約 6 億円の実質的な赤字でしたので、改善されるとしても一定程度の効果になってしまいます。</p> <p>一人当たり医療費の増加傾向が続いておりますので、今後、さらなる財政状況の悪化は避けがたく、令和 6 年度以降、賦課限度額の引き上げだけでは赤字繰入額をまかなうことは到底できません。</p> <p>したがって、今後は、埼玉県の示す標準保険税率を目指し、賦課方式・所得割・均等割を改正することにより、さらなる保険収収の確保が必要となると考えます。</p> <p>また保険者といたしましては、収収の確保と併せて、レセプト点検やジェネリック医薬品の利用促進などの保健事業による医療費削減の取り組みにつきましても、引き続き力を入れてまいりたいと考えております。</p>
委 員	今回の賦課限度額の引き上げとは別に、収収確保の努力を引き続き行なっていかなければならないということがよく分かりました。
議 長	他に、いかがでしょうか。
委 員	先ほどお話がありましたジェネリック医薬品の利用率はどの程度なのか、市として把握されているのでしょうか。数字が分かるようであれば、教えていただきたいと思っております。

事務局	ジェネリック医薬品の利用率は、令和 4 年度で 80.1%となっております。 国の示す目標値が 80%となっており、これまでなかなか届きませんでしたが、令和 4 年度は達成することができました。
議長	他にご質問等ありますか。次回の答申に向けたご意見でも結構です。
委員	賦課限度額の引上げについては、お話がありましたように国が法定額を定めて、それに多くの市町村が合わせようとしていることがわかりました。 低所得者が多い国保の構造的な問題もあり、高所得者層の方に限度額を見直した負担をお願いするのは公平性の観点からもやむを得ないと思います。 国保制度の安定化を図る仕組みを整えておくことは大変重要ですので、今回諮問された内容については、市としてもしっかり進めていただきたいと思います。
議長	ありがとうございます。賦課限度額の引き上げは、公平性の点からやむを得ないというご意見をいただきました。他にいかがでしょうか。
委員	先ほどのお話で、税収の確保とともに、より一層ジェネリック医薬品の利用促進を進めていかなければならないとのことでした。 答申にあたりましては、事務局の回答にもありました、レセプト点検の強化や保健事業の推進などによる医療費の削減について、引き続き注力していただき、運営の安定化に努めていただくよう、付帯意見として加えるのはいかがでしょうか。

<p>議 長</p>	<p>付帯意見として、レセプト点検の強化やジェネリック医薬品の利用促進を通じて医療費の削減に寄与すると同時に、財源の確保につなげるということを設けてはどうかとの提案をいただきました。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>もしないようであれば、先ほどいただいた、賦課限度額の引き上げは公平性の点からやむを得ないというご意見と、それに加えて、運営の安定化のため、レセプト点検の強化やジェネリック医薬品の利用促進に努めることを付帯意見としてはどうかというご提案を、委員の皆様にお諮りしたいと思います。</p> <p>答申に向けまして、先ほどのご意見及びご提案に賛成という方は挙手をお願いします。</p> <p>(採決⇒賛成多数)</p> <p>それでは、賛成多数をもちまして、当協議会といたしましては、令和 6 年度からの賦課限度額の改定に賛成ということで、次回の協議会で答申をしたいと思えます。</p> <p>事務局には、次回の協議会で市長へお渡しする答申書の原案作成をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>承知しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議題 1 については以上といたしまして、引き続き議事を進めさせていただきます。</p> <p>議題 2. その他でございます。事務局をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>その他につきましては、協議会の日程についてお知らせいたします。ただ今、お手元に文書を配布させていただきます。</p> <p>〔開催通知配布〕</p> <p>ご覧いただいておりますとおり、第 4 回運営協議会は、11 月 20 日(月)午後 1 時 30 分より、今回と同じく高層棟 7 階の研修室で開催いたします。</p> <p>第 4 回では、ただいま会長からお話をいただきましたとおり、答申書案のご確認をいただいた後、本協議会を代表して、会長から市長へ答申書をお渡ししていただきます。</p> <p>また、第 5 回の協議会は、来年 2 月を予定しております。日程に関しては、決まり次第、改めて文書にてお知らせいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明、またそれ以外についてでも結構ですので、委員の皆様から他にご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、次回の答申に向けての日程につきましては、11 月 20 日(月) 13 時 30 分からということでご了承願います。</p> <p>2つの議題を終えたところですが、委員の皆様から他にご意見等ありますでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは本日の議事については、これで終了とさせていただきます。以上で会議はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
<p>司 会</p>	<p>本橋会長におかれましては、長時間に渡り議長をお務めいただきましてありがとうございました。</p> <p>それでは以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>

令和5年度第3回 所沢市国民健康保険運営協議会出欠表

令和5年10月18日現在

代表区分	推薦依頼先	出欠	氏名
被保険者代表	所沢青色申告会	出	守谷友宏
	いるま野農業協同組合	欠	越阪部敦子
	所沢市連合婦人会	欠	齋藤千里
	所沢商工会議所	出	中早苗
	公募	出	大久保寛
	公募	出	小野葉子
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会	出	齊藤秀行
		欠	伊藤哲
		欠	古敷谷淳
		出	廣瀬恒
	所沢市歯科医師会	出	下山賢一郎
	所沢市薬剤師会	出	安達秀夫
公益代表	所沢商店街連合会	欠	宇佐美保政
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会	欠	赤坂悦
	連合埼玉 西部第四地域協議会	欠	矢島伸哉
	所沢市社会福祉協議会	出	本橋栄三
	所沢市自治連合会	出	廣川隆通
	知識経験者	出	村田美智子
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部	出	今井慎
	公立学校共済組合 埼玉支部	出	渡邊しほり
	西武健康保険組合	出	荒川雄三

任期 令和6年12月31日まで